

予算編成要領

1. 予算要求の基本的な考え方

要求に当たっては予算編成方針に掲げる基本方針の順に従い、平成 29 年度事業計画を立て、次のとおり要求すること。

ステップ1 (基本方針1)

●行政評価を試行的に実施し、効率性・有効性等の基準により事務事業の総合評価を行う。

ステップ2 (基本方針2)

- 総合評価により継続すべきと判断される事業は、経費の精査を行う。
- 総合評価により見直すべきと判断される事業は、財政構造改革に向け、人件費等を含めたフルコストの視点からの経費削減や歳入増加に資する方策を提案する。
- 総合評価の低い事業については、原則として事業の廃止・統合、代替策の検討を行う。

ステップ3 (基本方針3)

- 継続する事業は、経費の見直し等を経て、事業計画を作成し、所要人員や工程を考慮した予算を要求する。
- 新たに取り組む事業については、成果目標とその根拠を明らかにする。

ステップ4

- 事業の進捗管理を徹底することにより、確実に実行し成果をあげる。
- 成果の評価・分析を行い、手法等の改善を図り、次年度に向けたマネジメントサイクルを回す。

《予算編成方針》

基本方針1 「成果目標を設定し行政評価の構築を見据えた予算編成」

- ①行政評価とは、市の事業を「対象・手段・意図・成果」の観点から整理し、成果情報や財務情報を関連づけて、総合的に事業の実施結果を分析・評価することで、その結果を改善や予算編成に活かすとともに、議会・市民への説明責任を果たすことを主な目的とした制度
- ②新たな行政課題や多様な住民ニーズに対応するためには限られた行政資源（ヒト・カネ）をより有効な事業に振り向けていく必要があることを踏まえ、そもそも現在の事業が市にとって真に必要なものであるのか、また事業の成果は出ているのかといった視点から検証
- ③予算編成にあたっては、行政評価の考え方を取り入れることとし、各課が主体となって現状の把握・認識をしたうえで、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく観点をもって、小事業単位で評価項目ごとに自己評価を行う。
 - 評価対象は平成 28 年度実施事業であり、現時点で下半期の見通しを立てた

- うえで事中評価を行うこと。
- 評価内容については、対外的に説明責任を果たせるよう、適切に精査したうえで自己評価を行うこと。
 - 評価の結果は予算要求に活用し、A評価となった事業は「計画通りに事業を進めることが妥当な事業」として、最小限の経費で要求すること。
 - B評価となった事業は「事業の進め方（手段、事業規模、実施主体など）の改善を要する事業」として、事業の進め方の見直しの発想をもって、コスト削減に努めること。
 - C評価となった事業は「事業の抜本的見直し、休・廃止の検討を要する事業」とし、原則として休廃止すること。
- ④評価項目は、以下の7項目とする。また、事業の成果見込として、成果指標等を設定し、評価の基準とする。
- 1：関与（税金投入）の妥当性
 - 2：緊急性・切実度
 - 3：市民ニーズ
 - 4：時代の流れ・環境変化
 - 5：市がサービスを提供する主体となって実施する妥当性
 - 6：成果を低下させずにコスト削減を図っているか
 - 7：成果が上位施策に貢献しているか

基本方針2 「財政構造改革に向けて大胆な施策のスクラップ」

（1）行政評価

- ①優先順位を徹底的に洗い直し、事業の廃止、組替や重点配分を強化
- ②施策目的や得るべき成果を精査し、施策の統廃合を推進
- ③財政構造改革に必要な経費は措置し、ポイントを絞って行財政改革を断行
- ④業務手法の見直しにより民間委託化や臨時職員の活用による業務効率化を図るとともに、超過勤務を削減

（2）行財政改革

- ①平成29年度予算編成において事業の廃止・抜本的な手法の見直しや事業の組替を行うもの、また平成30年度以降の歳出削減や財源確保等に資する方策については、各課最低ひとつ以上提出すること。
- ②事業・節単位等での単なる一律削減は厳に慎むこと。

基本方針3 「的確な事業計画に基づく未来につながる政策のビルド」

- ①人員や工程など事業計画を立てて予算を編成
- ②本市の強みや弱みを明確に意識した競争力のある政策を実行
- ③データ分析をもとに、科学的根拠をもって政策を企画立案
- ④成果が確実にあがるように綿密に計画し、真に必要な経費は確保
- ⑤試行的に実施する行政評価の結果を査定に活用

2. 歳入歳出に関する事項

- (1) 歳入に関しては次の点に留意すること。

- ①新たな事業のみならず、継続的な事業であっても、国・県の補助制度、他団体の助

成制度について幅広い視点から検討し、積極的に活用し財源の確保に努めること。

※新規歳入財源の確保を図り、その効果が認められる場合においては、歳入獲得見込額をその他経費の要求及び査定に反映することも可とするので財政課と協議すること。

(2) 歳出に関しては次の点に留意すること。

①過去の決算で多額の不用額が生じている事業については、その原因を究明し、所要額を十分に精査したうえ要求すること。

②公共施設等の維持補修については、当該施設の今後のあり方を再考しつつ現況を十分に把握し、適正な維持管理を行うこと。

➤ 施設の効用を発揮するための修繕等は所要額を確保すること。

➤ 緊急性が高いものから実施するなど、計画的かつ効率的な対応に努めること。

③臨時職員賃金については、現行の業務内容及び業務量、平成 29 年度の事業計画等を勘案したうえで、その必要性について十分に精査を行うこと。

以下の例を除き原則として人事課・教職員課から要求すること。

➤ 社会保険料の事業主となっている課の賃金

➤ 選挙関係費用など単年度事業に係る賃金

➤ 新規のソフト事業に係る賃金

④嘱託職員賃金、報酬、報償費については、職務内容の専門性や必要な資格、経験等をもとに、類似団体（中核市等）の平均額等（交通費を除く。）を調査して比較し、金額の妥当性を示したうえで要求すること。

➤ 現行の業務内容及び業務量、平成 29 年度の事業計画等を勘案したうえで、その必要性・単価について十分に精査を行うこと。

➤ 増員については人事課から要求すること。（新規のソフト事業に係るものを除く。）

(3) 予算要求については以下のとおりとする。

I. 投資的経費

①補助事業・単独事業（新市建設計画事業や継続費既設定分等既定事業を除く。）とも平成 28 年度当初予算額を限度として所要額を見積ること。ただし、国庫補助・交付金等の本要望の済んでいるものについては要望額とする。

②公共施設の機能維持・改修に係る経費については必要箇所の順位づけを行い、緊急性の高い施設の修繕等を優先させるなど、部局内での調整を十分に図り必要額を見積ること。

II. その他経費

①事業の廃止や手法等の抜本的見直し、事業の組替えを行うことにより、部局内で必要最小限の金額を見積ること。

※後年度の経費削減・収入増など将来の財源確保につなげるために臨時的に増加する経費は、その効果が認められる場合においては、後年度効果相当額を要求額に反映することも可とするので、財政課と協議すること。

②経費の見積りに当たっては、各部局で企画する平成 29 年度事業計画に必要な最小限度の額を見積るとともに、決算見込等の分析により所要額を精査するこ

と。特に、流用等が例年生じているような経費については留意すること。

- ③事業廃止や制度見直し等を行った事業については、重点見直しとして総括様式 6 にあげること。

※事業の廃止縮小、抜本的見直しのほか後年度も含めた歳出削減や財源確保等、財政構造改革に資する主な対策について、各課ひとつ以上総括様式 8 により提出すること。

- ④平成 29 年度から新たに実施する事務事業及び平成 29 年度から制度等を拡充して実施する事務事業（新規的経費）も当該要求額に含む。ただし、編綴・システム入力
は別となるので注意すること。

3. 留意点

- (1) 独立採算を基本とする特別会計・企業会計については、安易に一般会計からの繰入金・補助金等に財源を求めないこと。
 - ①各会計の財政健全化方策の検討も積極的に進めること。
 - ②社会保障関係等の給付費等についても過大な見積りは行わず、必要最小限の額を見積ること。
 - ③いずれの会計においても予算編成方針の趣旨に則り、一般会計と同様の考え方により予算を編成すること。

- (2) 外郭団体については、民間と競争できる体制を意識し、独自財源の確保に努める等、自立のための経営改善を促すこと。
 - ① 人員配置をはじめ人件費及び物件費等について、危機感をもって見直すこと。
 - ② 全庁的に超過勤務時間の削減に取り組んでいることから、外郭団体においても事業の効率化などを意識し、目標を定め、なお一層の節減に取り組むこと。